

明治期における友子制度の普及：日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(一)

村串, 仁三郎 / Murakushi, N.

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

52

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

97

(終了ページ / End Page)

134

(発行年 / Year)

1985-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030456>

明治期における友子制度の普及

——日本鉱山業の確立過程における友子制度の考察(一)——

村 串 仁三郎

目次

- 一、研究課題と問題点
 - 二、明治期における友子制度の普及(以上本号)
 - 三、日本鉱山業の近代化と友子制度普及の必然性
 - 四、明治期の友子制度の組織と機能
 - 五、明治期の友子制度の構造的特質
- 一、研究課題と問題点

本論文は、日本鉱山業の確立過程における友子制度の研究を基本課題としている。そして本稿は、この基本課題を果たすためのいわば序論をなす。すなわち「一、研究課題と問題点」の節では、これまでの友子研究が、明治期の友子研究を欠落させた方法上の問題点を摘出し、この期の友子制度の重要性を指摘し、本論文の研究課題を明らかにする。「二、明治期における友子制度の普及」の節では、徳川末期に一定程度全国的に成立していると思われる

友子制度が、明治期に、なかならず明治初年頃から明治三〇年代前半までに、全国の諸鉱山でどの程度その存在が確認されるか、いわば友子制度の普及状態を実証的に明らかにする。

また本稿に続く三以下の節では、まず三では、日本鉱山業の近代化の過程で何故友子制度の広範な普及がみられたか、その必然性を分析する。そして四では、友子制度が、明治三〇年代前半までにどのように制度的に確立をみただかを分析しつつ、明治期の友子制度の構造を組織と機能の面から分析する。また五では、明治期の友子制度の鉱山資本及び飯場制度との関係、あるいは友子の労働組合化の傾向を分析し、明治期の友子制度の構造的性質を解明しようとするものである。

私は、すでに四年前に「友子研究の回顧と課題」⁽¹⁾と題して、友子研究の歴史を回顧して友子研究の問題点を指摘し、当面する研究課題として、友子資料の発掘、収集の必要、各鉱山における友子の具体的歴史的な解明の必要を提唱した。そしてその際に私は、友子を次のように規定した。

「友子は、徳川時代の鉱山マニユファクチュアに雇用されている鉱夫の同職組合（クラフト・ギルド）の一種として成立した。友子は、雇用鉱夫の同職組合として成立した本質からみて、親方制度の形態をとりつつ、鉱山業における熟練労働力の養成、労働力の供給調整、構成員の相互共済、さらに鉱山内の生活・労働秩序の自治的維持、時として生活・労働条件の維持改善などの多様な機能を保持していた。このような友子の諸機能は、一方では鉱山経営当局に友子を鉱夫支配のために利用させることになり、他方では、労働者の過渡的な階級的組織として鉱夫の利害を擁護し、しばしば友子に近代的労働組合的な傾向を保持させることになったのである。この友子は、明治維新後の産業革命期に、ヨーロッパの類似組織と同様に一部クラフト・ユニオンへの成長転化を試みたが成功せず、ヨーロッパの類似組織のように消滅しないで、鉱山業の近代化の過程で資本の勞

務管理を補完するために利用されて、広範に残存し、近代的労働組合運動の基盤ともなった。しかし大正期に入ると、友子は、資本にとって大きな桎梏と化し、経営側から否定されるようになり、次第に衰退していくが、一度定着したものは容易に解体せず、昭和一〇年代まで残存するものも少なくなかったが、第二次世界大戦への突入とともにほとんど消滅するにいたった。²⁾

私は、さきに示した友子研究の課題を自から果たすために、また私の提起した友子についての仮説を裏証するために、二年前に「徳川時代の金掘友子に関する考察」³⁾を発表した。私はこの論文でまず徳川期において友子が如何に成立したか、そして徳川末期に友子制度がどの程度全国的に普及していたかを、多少とも資料的に証明することを試みた。私の徳川期の友子研究上の仮説は、まだ資料の不足もあって十分に説得的とはいえないが、それでもある程度実証的になったと確信している。そして今後、各地の鉱山資料を発掘し、点検し、友子資料の発見に努めるならば、私の仮説は尚一層実証的となると考えている。

例えば、私が「徳川時代の金掘友子の考察」で利用した石川博資『日本産金史』の引用している『鉱夫雑談』という鉱山文書は、⁴⁾徳川期の友子制度の存在を証明する有力な資料であったが、これまで、作者も年代も不明であり、従って信憑性の乏しい資料とみなされてきた。しかし私は、この夏秋田の鉱山調査の折に、この資料の原本をみる事ができた。秋田県立博物館所蔵の資料の中に『鉱夫雑譚』全五巻本(但し二巻分が欠落)⁵⁾がある。本書は、杉山壽山が文政八年(一八二五)に書いたものであることが明らかとなった。杉山壽山は、すでに『鉱山紀年録』⁶⁾の編者として知られた鉱山通の藩吏である。この文書の友子に関する記述は、「巻之四」の冒頭にあり、石川博資引用の文面と字句とに若干の違いがあるが、基本的に同じものと確認された。しかも博物館のテキストは、「杉原氏蔵書」の朱印があり、壽山家に保存されていたオリジナルである可能性が強く、石川氏引用のものは「鉱夫雑談」と

なっていて、写本の類であるように思われる。いずれにしろ、これまで幻の書とされていた『鉦夫雑談』の存在が確認され、秋田地方の鉦山で文政八年（一八二五）に友子の存在を確認している事の意義は大きい。ことほど左様に、我々は今後徳川期の友子資料の発掘に努めるならば、友子の存在はより一層明確になると思われる。とくに地方の鉦山研究者にこの紙上をかりて訴えたいのは、これまでの鉦山資料の中で友子の存在を見落していないかどうかを検討して欲しいということであり、新たな友子資料の発掘に努めて欲しいということである。

さて、徳川期の友子の成立の検討に続いて私は、明治期における友子制度の検討を行なうことになった。しかしこれまで明治期における友子制度に関する資料は、きわめて乏しい。資料の不足には、二つの原因がある。一つは、明治期の友子は、メンバーが無筆であったため、少なくとも明治三〇年頃以前には、自からの資料を書き残すことが少なく、友子の運営も慣行として行なわれ成文規約をもっていなかったことにある。もう一つの原因は、明治期の友子に対する研究上の関心が低かったことにもある。これまでの友子研究では、資料不足の関係もあって明治末期以降の友子を専ら研究対象とし、明治期の友子制度についてなら検討することがなかったと云ってよい。この事は、実に奇妙である。もともと友子制度は、一般に徳川期に発生しあるいは成立したと信じられてきた。ところがこれまでの研究者は、主に大正、昭和期の友子を研究対象とし問題にきただけで、ほぼ完全に明治期の友子制度を無視してしまっている。

これまでの友子研究が明治期の友子を無視したのは、確かに資料不足に大きな原因があることは間違いない。しかし注意深くみると、これまでの友子研究の方法上にも問題があったのではないかとも思われる。例えば松島静雄氏の『友子の社会学的考察』は、友子を制度の歴史的発展過程においてでなく、歴史を捨象した社会現象として分析する傾向が強い。もちろん松島氏は、友子の「変遷」をも分析しているが、それは、友子の歴史的変遷を要約的

に述べたにとどまり、友子を歴史的な発展段階において分析し、歴史段階ごとの友子の構造的性質を解明しているのではない。このような方法によれば、明治期の友子は資料不足のため無視され、資料的に明らかになる大正期の友子制度が、明治期にどのように形成され、この時期までに如何なる構造を形成してきたか、という視点が著しく弱くなるのは当然である。

このような松島氏の友子研究の歴史的方法の欠如は、次のような友子の歴史把握となっている。松島氏は、さきの労作の中で「元来友子の源泉は遠く徳川初、中期にさかのぼるといわれるが、その勢力になんらかの消長があるのは当然で、最も形態的な発展の段階に到達したのは明治末期から大正初期にかけての時代ではないかと思われる」と述べている。この指摘は、一般に受け入れられているし、一見して問題はないように思われる。しかし私には疑問がある。友子制度は、明治末期に「最も形態的な発展の段階」に達したといえるであろうか。もっとも松島氏のこうした云い方はきわめてあいまいである。常識的にみればある制度が「最も形態的な発展の段階に到達した」ということは、例えば、資本主義については、マニユ段階に資本主義は成立し、産業革命によって資本主義は確立し、資本主義の確立期以降の自由競争の資本主義の時代が最も形態的な発展の段階であり、そして独占段階の資本主義は、資本主義の変容、新たな形態的な発展とみなされるのであろう。

ところが松島氏の場合は、友子の「最も形態的な発展の段階」とは、如何なるものがなら説明されていない。もし松島氏が友子制度は明治末期から大正初期にかけて、形態的に発展して確立したというのであれば、私はこの見解に納得することはできない。私見によれば、友子制度は、徳川期に成立し、明治前期に鉱業の近代化の開始を通じて普及し、明治二〇年代少なくとも三〇年代の前半には、制度的に確立をみたといえるからである。後に詳しく分析するように、明治末期から大正初期にかけての友子制度は、友子の組織及び機能、あるいは同職組合と

しての本質の面で、基本的には、すでに明治二〇年代、三〇年代前半の友子制度と同一のものである。松島氏が「最も形態的な発展段階に到達した」と把握する友子制度は、むしろ明治期の友子と大正期の友子の中間に位置し、明治期に確立した友子制度が、新しい社会経済状況の中で、新たに形態的な発展をとげようとする時期の友子制度ではないかと考えるのである。

右の論点上の差異は、単なる見解上の相違というものでなく、友子の歴史過程の認識の方法上の問題に係わっている。私は、友子制度は、徳川期に成立し、維新後の鉱山業の発展過程で、明治三〇年代前半までに制度的に確立したとみる。松島氏の場合には、明治末年に友子が形態的に最も発展したとしか述べず、それ以前の友子の実態はなんら明らかではない。

尚、友子制度は、明治末年に「最も形態的な発展の段階に到達した」という松島氏の主張が、単に「小坂をはじめ多くの鉱山で明治三七、八年前後を境としてそれまで主として伝承によって伝えられた運営様式は、規約の形で明瞭に成文化される」段階に達したと主張されているのであっても、疑問は残る。第一に、友子制度が「最も形態的な発展の段階に到達した」のは友子が成文規約をもつことであるというのであれば、この見解は、単なる制度の現象的な整備についていっているだけで、制度の発展の本質認識からは程遠い主張となってしまう。我々は友子の成文規約の存否とは別に、友子制度の組織と機能の実態面の発展段階を問題にすべきであろう。第二に、松島氏は、明治三七、八年頃に友子の規約の成文化がみられると主張されているが、私見では、後に分析するように友子規約の成文化は、資料的には不十分だが明治三〇年代初め頃までにさかのぼるのではないかとということである。

いずれにしる本論文は、これまで無視されてきた明治期の友子制度の実態を明らかにし、大正、昭和期に我々の前に顕在的に現われる友子制度が、すでに明治三〇年代前半までに制度的に確立していたということを実証しよう

とするものである。

いうまでもなく、本論文は、明治期の友子制度に関する最初の論文であり、多くの欠陥を有するだけでなく、あまりにも資料の不足による実証性を欠いているかも知れない。しかし本論文は、友子研究が幾分たりとも前進し、他の研究者にいささかでも刺激を与えるものになりうればと希望しつつ、欠陥を承知で発表するものである。本論文は、専ら地方の友子研究や鉱山研究者の成果に依拠しつつ書かれたものである。私は小論に利用させていただいた業績の研究者の各位に、紙上を借りて深くお礼を述べさせていただくとともに、小論が読み落した論文、研究があれば、御指示、御教示をお願いし、かつ拙論への御意見、御批判を切望するものである。

尚、本論文の作成については、以下の諸氏より直接に友子資料の提供又は資料収集の便宜を受けたので氏名を記しお礼の言葉に代えたい。

細倉鉱山の資料については、細倉鉱山労組書記長梅津智司、鶯沢町鉱山資料館長三塚浩史、及び佐藤正夫の三氏、院内鉱山の資料については、雄勝町公民館長菊地俊一及び斉藤誠一、吉城文雄の三氏、阿仁鉱山の資料については、阿仁町教育委員会教育長吉田稲穂、広山洞主加賀谷広の両氏、大葛鉱山の資料については、比内町史編纂委員会委員長石井博夫氏、小坂鉱山の資料については小坂町町会議員栗山小八郎氏、尾去沢鉱山の資料については、角鹿市史編纂事務局長柳沢兌衛、同委員安村二郎の両氏、秋田県立博物館長畠山芳郎、同主任学芸主事磯村朝次郎、同学芸主事仙波昭彦の三氏。北海道の資料については、北海道開拓記念館学芸員山田健、同丹治輝一の両氏、日立鉱山の資料については日立市郷土博物館学芸員島崎和夫氏、生野鉱山の資料については、生野町教育長白滝祐三郎氏、明延鉱山の資料については明延労組の山内重勝氏、吉岡銅山の資料については、ふるさと村の長岡隆氏、九州の資料については、永末十四雄氏。神岡鉱山の資料については、若田恒雄、林下安一の両氏。その他金属鉱山研究会の

左合藤三郎、松井勝明、村上安正の三氏。大原社研の二村一夫氏、友人の労働運動史研究家渡辺悦次氏等々。

一の注

- (1) 拙稿「友子研究の回顧と課題」、『経済志林』第四八卷第三号、一九八〇年二月。
- (2) 同上、七七—八頁。
- (3) 拙稿「徳川時代の金掘友子に関する考察」、『経済志林』第四九卷第四号、一九八二年三月。
尚、当初私は、友子研究を鉱夫労働組合史研究の中で論じていくつもりであったが、友子研究の独自性を強調する必要が
あると思うに至ったため、本論文から友子研究を組合史研究から独立させることにした。この点読者諸氏の了解を得たい。
- (4) 石川博資『日本産金史』、二〇三—二〇七頁。
- (5) 秋田県立博物館所蔵の高橋真人家資料、資料 No. 354—2003
- (6) 杉山壽山『鉱山紀年録』、日本鉱業史料集第三期近世篇下収録、白亜書房。
- (7) 松島静雄『友子の社会学的考察』、お茶の水書房、第六章参照。
- (8) 同上書、一九六頁。
- (9) 同上書、一九八頁。

二、明治期における友子制度の普及

(1) 関東、中部地方における友子制度の普及

すでに前稿で論じたように、友子制度は、幕末期には、全国的に散在し、広範に存在していたことがある程度証明された。この友子制度は、維新後の鉱山業の発展、とくに近代的鉱山業（金属鉱業だけでなく炭礦業）の発展過程において新たな発展をみせた。一般的抽象的にみれば、マニファクチュア段階に形成した同職組合的な労働組織は、産業の近代化、産業革命によって消滅するか新たな別の形態に転化するかに考えられる。例えば、手工業の

仲間組織は、手工業の近代的な工業化によって消滅した。しかし、鉱山業における友子制度は、徳川期に成立をみた。維新後の産業革命の遂行の過程に消滅するどころか、新たな発展を示し、大正期の独占資本主義と呼ばれる高度に発展した資本主義段階の鉱山においても広範に残存した。

私は、まずはじめに明治維新时期から明治末期までに、全国各地の鉱山で友子制度が初めてその存在を確認しうるのは何時頃であったかを明らかにしたい。それは一方では、明治期の早い時期に友子制度がどの程度普及していかを示すだけでなく、徳川期に成立した友子が、逆にどの程度の普及度をもっていかをも照射することになるであろう。因に佐々木潤之助氏の主張されるように、友子はせいぜい幕末の東北の一鉱山に萌芽的に形成されたというのであれば、我々は、これからみるような明治前期の友子制度の全国的な普及状況を理解することは出来ないはずである。

さて明治期の友子は、松島氏の友子研究が東北地方の友子資料を基に行なわれたこともあって、東北地方を中心に存在したかの如き印象を与えているが、その印象は誤っている。そこで我々は、まず維新後の友子の存在を中部、関東地方から検討してゆきたい。

徳川期の末には、飛騨地方の和佐保鉱山と南信州の妙典鋪鉱山に友子制度の存在が確認された。明治期に入っても飛騨地方では最も明瞭に友子制度が確認される。『神岡鉱山史』は、すでに徳川期の友子を論じた際にも指摘したように、明治二年四月に、飛騨の神岡鉱山の旧坑の一つである鹿間銅山で、一〇六名の鉱夫が友子に取立てられたことを示す「大工取立面附」²⁾が存在することを明らかにしている。「取立面附」は、見習鉱夫を友子の組織に加えたことを示す名簿であり、この存在は、友子が制度として存在していたことを示している。しかも友子制度は、単に一山に限定されたものでなく、地域的な連りをもっており、鹿間銅山に友子が存在していたということは少な

くとも飛驒地方の他の鉦山でも友子制度が存在していたことを確実に示唆するものである。

更に『神岡鉦山史』は、注目すべき資料を紹介し、明治一〇年代に神岡鉦山の旧坑に友子制度が広範に存在していたことを確認している。その資料とは、「大工取立ニ附諸造用日記帳」と「浪人銭別日記」³⁾とである。この二つの資料は、同史によると、友子に取立てられた山崎徳次郎によって記述されたものである。同史によれば、山崎徳次郎は、長棟鉦山で三代にわたって働いてきた家系の人であり、彼の祖父は長棟鉦山に関係した文書を記き残した人物であった。この祖父の孫である徳次郎は、鉦夫となったにもかかわらず、読み書きが出来る才人であった⁴⁾。この事は重要な意味をもつ。友子の活動を書き残したこの二つの資料は、筆の立つ一人の友子メンバーによって偶然にも書き残されたということである。一般的には、下層階級に属した当時の鉦夫は無筆であり、従って友子のメンバーは誰れも友子の活動を書き残しはしない。せいぜい取立面附の名簿とそこへの若干の書き込みを残すぐらいである。しかも後にふれるようにこの時期には、友子はまだ非公然であったから一般的にみて資料を残さなかったとみてよい。徳次郎が友子の活動を記述したということは、たまたま彼が文字を書けたという偶然による。従って、一般的にみて、むしろ今日まで明治初期の友子が自分の資料を残さなかったのは、右の事情からみて当然と考えられるのである。だから友子資料の大幅な欠如は、決して友子制度が存在しなかったことを証明することにはならないということを充分に留意すべきである。

さてこの二つの資料を注意深く読むと、飛驒地方の諸鉦山において明治一〇年から一七年までに合計八回の鉦夫取立が行なわれた事実が明らかとなる。因に、長棟の清五郎坑の友子メンバーは、明治一〇年には一六名、一五年には一八名であった⁵⁾。なお『神岡鉦山史』は、明治一七年に行なわれた長棟鉦山の「新規取立面附」⁶⁾を紹介しているが、これには二〇人の新規子分が友子として取立てられている。

以上のように、飛騨地方には、明治初年代から明治一〇年代にかけて、はっきりと友子制度が存在していたことが確認される。なお三井は、明治一九年に長棟鉦山をはじめ周辺の諸鉦山を統合して、神岡鉦山を設立するのであるが、その際、旧鉦山の友子制度も新たな大資本三井の鉦山経営の下に継承され、新坑の開坑には、そこに新たに友子組織が設立された。神岡鉦山の友子資料は幾分とも残存しており、後に詳しく分析することにし、ここでは、明治初年から明治末年まで、飛騨地方に友子制度が広範に存在していたことを確認するだけにとどめたい。

次に飛騨地方に接する北陸地方の鉦山における友子制度についていえば、恐らく飛騨地方と同様に徳川時代から存在したと思われるが、私の不勉強もあって、明治期についても今のところ殆んど友子制度の存在を確認する資料を見出しえていない。尚管見する限りでいえば、細倉鉦山の友子資料は、明治三〇年六月二五日に石川県加賀郡の邊戸鉦山で取立が行なわれたことを示しており、明治三〇年に邊戸鉦山に友子制度が存在していたことを確認している。また左合氏の「友子同盟に関する研究」によれば、明治三七年に富山県下の下田鉦山で友子の取立が行なわれており、ここにも友子制度が存在していたことが確認される。従って北陸地方においても、明治期に友子制度が普及していたことが示唆される。

次に関東地方における友子制度の存在をみてみよう。関東地方においては鉦山はあまり多くはないが、歴史も古く、明治期を通じて戦後まで日本の銅山の代表的存在であった足尾銅山における友子制度の存在を確認しておこなう。今のところまだ徳川期の足尾銅山に友子制度が存在していたことを示す資料はない。足尾銅山は、明治一〇年に古河市兵衛によって新たに開発され、以後、漸次鉦山の近代化をはかり、大鉦山として確固たる地位を築いていくことになる。しかし、足尾銅山の場合は、明治一〇年以降でも神岡鉦山のように友子制度の存在を示すならぬ直接的資料を残していない。

しかし足尾銅山では、古河市兵衛による開発とともに、少なくとも友子が外部から移入された可能性がみられる。資料的には十分明らかにしえないが、市兵衛が、足尾銅山の開発と経営に際して、各地の熟練鉦夫をスカウトし、その場合、友子も移入した可能性がある。市兵衛が、労働力の募集や統括を頼む有力な鉦夫層は、これまた友子の有力者でもあったにちがいない。例えば「足尾銅山の思い出」を語った野田勇太は、村上安正氏のインタビューに答えて、明治一七年に足尾銅山に入山した父の話として次の如く述べている。「父は、紀州の人で、もうず八幡の神宮の子だったそうだが、バクチと酒が好きで家をとびだし、坑夫となり、大和の小鉦山を渡り歩き、その後本山ソ組の飯場頭をしていた本庄隆康を兄弟分としてたより、足尾銅山に移¹⁰ってきた」と。この証言は、野田の父親が、奈良県下の小鉦山で友子に入り、明治一七年に友子の兄弟分を頼って足尾銅山に入山したことを示すだけでなく、野田の父親の兄弟分である本庄隆康が、明治一〇年代初めに奈良の鉦山から足尾銅山に移り、市兵衛に飯場頭として取立てられ、同時に友子制度をも持ち込んだことを示唆している。このような事情は、足尾銅山の開発とともに足尾銅山に友子制度が存在していたことを示唆するものである。

足尾銅山において、友子制度の存在がはっきりと確認されるのは、明治二〇年代の前半である。塩野良作『名山足尾』（大正一三年刊）は、一老坑夫の回顧談として次の如き話を掲載している。すなわち「私が此足尾銅山へきたのは丁度、明治二年の五月でした。生れが百姓なので初めのうちは親分を持たないで坑夫をやっていたが、坑夫仲間では親分がないと、自分の立場が苦しくなったので、二年ほど経ったとき親分を持ちました」と。¹¹ また同書は、明治二四年頃の同老坑夫の話として「山法で一番重いのが友子の除外とい¹²って、坑夫の規律違反、犯罪に対する友子内部の制裁について記している。

これらの話は、明治二〇年代の初めに、すでに足尾銅山に友子制度が存在したことを確認している。これらの話

は、足尾銅山で単に友子の存在が認められるというのではなく、親分を持たないと坑夫として働いてゆけない雰囲気があり、厳しい友子社会の規律が確立されていて、友子の制度としての存在がはっきりと確認されるということである。

足尾銅山における友子制度の存在は、明治二〇年代末には、より一層明確に確認される。明治二九年四月の「国民新聞」に発表された松原岩五郎の「足尾銅山（礦夫の生活）」は、鉱夫仲間の項を設けて、直接友子の用語を使っているが、友子制度の存在を論じた。彼は、坑夫の親分子分関係、共済活動を論じ、「此の仲間に通ぜる一つの社会的規約ありて、其法律を遵守すること堅し」と指摘し、更に「是は唯この鉱山にのみ限りたる約束にあらずして全国何れの礦山に於ても従来より定められる約束」の制度であるとも付け加えた。後半の記述は、友子制度が、明治二〇年代末にはっきりと全国的に通用する制度であることを指摘したものと見て注目されなければならない。

足尾銅山における友子制度は、明治四〇年の足尾暴動（鉱山大騒擾）との関係で注目されるが、この点については、後に稿を改めて検討することにする。ここでは、足尾銅山において、友子制度の存在は明治一〇年代に示唆され、少なくとも明治二〇年代の初からはっきりと確認されると指摘するにとどめておきたい。

関東地方のもう一つの有名鉱山である日立鉱山では、何時頃から友子の存在が認められるであろうか。日立鉱山は、明治三八年に久原房之助によって設立されたのであるが、日立鉱山の友子資料は、明治期については管見する限り見当たらない。しかし、日立鉱山の前身である赤沢鉱山は、明治三三年に開発されており、その際友子制度も移入されたように思われる。昭和期の日立鉱山の友子資料の中の仏参記録には、「明治三拾七年八月廿四日没、故谷山松太郎、仏参人赤沢坑夫一同」¹⁴という記述があり、赤沢鉱山の友子が、明治三七年八月に死亡した鉱夫の葬式を

行ない、彼の墓を建てたことを示している。この事から、すでに赤沢鉱山では明治三十七年に友子制度が存在していたことが確認される。恐らく明治三二年の開発とともに友子は移入されたに違いない。

また明治二十七年に開発された山梨県下の宝鉱山でも、三菱鉱業本社の調査によると、開発当初から友子制度が創立されたと伝えられていると指摘されている。更に云えば、細倉鉱山の友子資料によれば、明治三五年に岐阜県の河井鉱山で、同三六年に群馬県の榛名の隧道工事で、同四二年に山梨県の市川水力坑というところでそれぞれ取立が行なわれたことを示しており、それぞれそこに友子制度が存在したことが確認される。

以上のように、飛騨地方、関東地方では、明治一〇年代から二〇年代にかけて友子制度が十分に普及していることが確認される。また明治三〇年代に至っては、更に広範囲にわたって友子制度が存在していたことが確認される。

二(1)の注

- (1) 佐々木潤之助「鉱山労働史の研究について」、『歴史公論』No.56、八五頁。
- (2) 三井金屬鉱業株式会社修史委員会編『神岡鉱山史』(昭和四五年刊)、六四二頁。
- (3) 残念ながらこの資料は、同上鉱山史においては一部しか紹介されていない。
- (4) 同上書、六三九頁。
- (5) 同上書、六三九―四〇頁を参照。
- (6) 同上書、六五一―二頁。
- (7) 葛谷利春編『長棟鉱山史の研究』(昭和一九年刊)、一七一頁。
- (8) 宮城県栗原郡の鶯沢町鉱山資料館所蔵の細倉鉱山の友子資料に、『大正拾貳年浪人原籍簿』というものがある。この資料は大正一二年以降に細倉鉱山に浪人として登飯した浪人が友子に取立てられた取立山名と取立年月日を記録した貴重なものである。この資料の七一丁には邊戸鉱山で明治三〇年に取立られた坑夫が、細倉鉱山に登飯したとある。

- (9) 左合「友子同盟に関する研究」、『人と人』一〇六号、五頁。
- (10) 全鉱機関紙『ぜんこう』、昭和五年四月八日号、「足尾銅山の思い出①」(野田勇太)を参照。
- (11) 塩野良作『名山足尾』、一六七―八頁。
- (12) 同上、一六八頁。
- (13) 松原岩五郎『足尾銅山(破夫の生活)』、『明治文化全集』第二五巻、二四三頁。
- (14) 日立市郷土博物館所蔵の日立鉱山友子資料の『昭和四年以降永代記録簿』、九頁。
- (15) 三菱鉱業『友子団体調査ニ係ル件』、大山敷太郎『鉱山労働と親方制度』三三八頁。
- (16) 前掲細倉鉱山友子資料、一三三丁、三三丁、四〇丁。

(2) 近畿地方以西における友子制度の普及

近畿以西における友子制度は、一般に考えられているのとは違って、むしろ明治期にはかなり多くの地域の鉱山で早くからその存在が確認される。すでに「徳川時代の金掘友子に関する考察」の中でふれたように、一九世紀の初めに吉岡鉱山(吹屋銅山とも呼ぶ)において、友子制度の存在が確認された。この鉱山では明治期の友子についても、明治五年の資料が残されており、明治初年代に友子制度が存在していたことが確認される。この資料は、友子の会員証と思われる木札である。この木札は、図示したように、吹屋村八幡社の氏子札に模されているが、木札の所蔵者である長岡隆氏の話によると、これは友子のものであったということであり、記述の内容を分析してみると友子の会員証であることがほぼ確認されうる。

すなわち「明治五年五月十五日出生」とあるのは、明治五年五月一日に大河正文なる人物が坑夫に取立てられたことを意味している。友子用語では、「出生」とは友子に取立てられたことを意味しており、明治五年五月十五日という日付も、人の生年月日とするのはいかにも不自然であり、語呂もよくいかにも友子の取立式の行なわれた

第1図 友子の会員証(木札)

吹屋村八幡杜氏子 父 田辺啓十郎 文政元年 戊寅二月七日出生	生国備中川上郡	旧 神 官 大 河 正 文 興 明 治 五 年 壬 由 五 月 十 五 日 出 生
--------------------------------------	---------	---

注 実物大 長岡隆所有、吹屋「ふる里村」郷土資料館展示、『ふきやの話』24頁の写真を参照。

日のように思われる。また「生国備中川上郡」の「父田辺啓十郎」の記述も、父Ⅱ親分の關係を示し、大河正文は、田辺啓十郎を親分として取立られたことを示すものと解される。また田辺啓十郎自身も、「文政元年二月七日出生」とあり、この日に友子に取立てられたことを意味していると解される。

尚、吉岡鋳山の友子会員証が何故氏子札に摸されたかということは、次の様に解されるべきであろう。後に詳しく分析することになるが、明治初年代には、友子は一般に非公然化されていたので、友子の会員証を氏子札にカムフラージュしたのではないかということである。

徳川期に吹屋銅山において友子が存在していたことからみて、この木札は、明治五年に友子の取立が行なわれたことを示すものと確信させる。しかし今のところ吉岡鋳山において明治前期に友子制度が存在していたことを示す他の資料はない。吉岡鋳山で最も古い友子の取立免状には、明治三三年一月元旦

の日付のものがある。これは左合氏の「友子同盟に関する研究」⁽²⁾において紹介されている。この取立免状は、少なくとも明治三〇年代初めに吉岡鉦山に友子制度が存在していたことを確実に示している。更にいえば、この取立免状には周辺七鉦山すなわち長岡鉦山、大昂鉦山、阿貴鉦山、小屋次郎鉦山、人次鉦山、大深鉦山、明治鉦山から立会人が集まっており、これらの鉦山にも友子制度が存在していたことを示している。これらの立会人は、吉岡鉦山の取立式にそれぞれの鉦山の友子の代表役員として出席しているはずだからである。

次に我が国で最も古く有名な鉦山であった生野鉦山における友子制度の存在をみてみよう。生野鉦山においては、今のところ徳川期に友子が存在したことを示す資料を欠くが、昭和一二年に行なわれた三菱鉦業本社の調査によると、「当山ニ於ケル友子団体ノ創設ハ明治六年頃ヨリト伝ヘラル、」⁽³⁾「当時ヨリ稼働坑夫間ニ数個ノ坑夫交際所ヲ組織シ居リ且全国友子同盟ニ加入シ居タル」と指摘されている。この指摘は、生野鉦山友子間での伝承であって直接資料ではないので確証性を欠くとは云え、たかだか六〇年前についてのことなので、信憑性は少なくともない。

生野鉦山において友子制度の存在を直接的に示す資料は、生野鉦山の支山であった神子畑鉦山⁽⁴⁾の明治二六年一月〇〇日付の坑夫取立免状である。この免状は、神子畑鉦山で飯場ごとに友子制度が存在したことを示すだけでなく、生野鉦山の第一号飯場、小田垣飯場、口銀谷⁽⁵⁾通常の三地区から二、三人づつの立会人の名を記しており、取立式に彼らが出席したことを示しており、生野鉦山に三つの友子交際所が存在していたことを確認している。また生野鉦山の支山であった明延鉦山⁽⁶⁾では、三菱鉦業の調査によると「明治三十六年頃、神子畑加盛ヨリ坑夫五名明延鉦山ニ転勤シ、同地ニ於テ勞務者ヲ採用シテ、同時ニ約十名位ニテ明延坑夫交際所ヲ新設シ」⁽⁷⁾たといわれている。以上のことは、明治二〇年代の中頃に神子畑、生野の両鉦山にすでに友子制度が相当に発達していたことをはっきりと示している。

次に紹介する資料は、明治前期に関西地方に友子制度が普及していたことを示している。その一つは、明治初期に手広く鉱山業を営んでいた五代友厚に関する資料である。

五代は、鉱山の開発に早くから取り組み、明治五年一〇月頃に奈良県下（大和國吉野郡）の天和銅山を、更に同年に同県同郡の赤倉山と滋賀県下の愛知郡の蓬谷鉛山を買収した。五代は、これらの鉱山経営を統括するために、明治六年一月に大阪で弘成館を組織した。⁽⁶⁾この弘成館に関する文書の中に友子に関する記述がみられる。「弘成館規則自序」の中には、「謹テ神明ニ誓フ、友厚恃リ貪利スルニ非ズ、鴻業即チ弘成スルヤ其得益ハ館中ノ規則ヲ以テ各其分ヲ惠割シ、終身治養ノ目的ヲ与へ、或ハ友子ノ志ヲ助クベシ」⁽⁷⁾（傍点引用者）との記述がある。また「弘成館財本規則」の中でも度々「友子」の用語がみられる。すなわち、第五則中には、鉱山経営の利益の配分を論じ「友子ノ志ヲ助ケザルヲ得ズ」とか、第十則中には、遊金の引当を以てする貸出について論じ「但シ友子ノ志ヲ助ケ人事ノ必要ヲ補助スルノ類ハ、此例ニ非ズ」とか、「友子憂國ノ志ヲ助ケ」⁽⁸⁾とか記されている。

ここでの「友子」とは、明らかに広い意味での坑夫を意味しており、含意は、坑夫の意向を汲み意志を尊重しようという事である。従って文書は、友子制度について論じているのではない。しかし五代が弘成館の規約の中で子の用語を使用したことには重要な意味がある。すなわちそれは、五代が奈良や滋賀の鉱山を買収する際に、友子制度に接し、坑夫を友子と呼んだからである。という事は、明治初年代に奈良や滋賀の県下の鉱山では、坑夫を友子と呼ぶ慣行が一般的にみられたことを意味するからである。このような事情は、この地方に明治初年代に友子制度が一般的に存在していたことを十分に示唆するものである。

次の資料は、明治一〇年代の初めに奈良県下の鉱山に友子制度が存在していたことをはっきり確認している。明治三五年に北海道の夕張炭礦で日本初の鉱夫労働組合を組織した永岡鶴蔵は、明治四一年に発表した自伝の中で、

「明治十五年十二月大和国吉野郡小栗村中の滝鉦山で加入式を執行し」友子に入ったと述べている。もっとも友子に加入するためには一〜三年の見習い期間を要するから、少なくとも明治一二〜三年に、奈良県下に友子制度が存在したことが確認される。

また永岡は、自伝の中で、友子の取立が行なわれた中ノ滝鉦山がすぐに休山したので、親分と共に和歌山県下の黒津鉦山、安宅鉦山に移り修業したが、安宅鉦山で親分を病気で失い、従って明治一六年に四国の愛媛県新居郡白味鉦山に移り「親分の親分にあたる人で奥州熊と字名する人に使われ居た」とも記している。この記述は、当時、和歌山や愛媛の両県にも友子制度が存在していたことを示唆している。というのは、友子の慣行として取立が行なわれてから取立山で三年三月の間働くことが義務付けられており、親分を失った永岡は、親分の親分の下で修業しようとしたからであり、当然愛媛県下の白味鉦山にも友子制度が存在していたと思われるからである。

更に永岡は、明治一六年九月に白味鉦山が休山したため、「備後國さん名と云う銅山へ浪人であがった」、「夫れから夫れいと備前備中美作等の各鉦山を巡りて生野の銀山へ来り」と述べている。永岡が浪人として岡山、兵庫の各鉦山を廻ったということは、「坑夫が仕事を求めて各山を歩くことを浪人と云う」友子制度の一機能に基づいており、明治一〇年代の中頃に、岡山や兵庫の諸鉦山にすでに友子制度が普及していたことを示唆するものである。生野鉦山では明治初年に友子制度が存在していたとする伝承は、この点からも傍証されるといえよう。

またすでに足尾銅山の友子制度について論じた時に引用した野田勇太の証言は、野田の父親が、明治一七年前に奈良下の小鉦山で友子に加入し、足尾銅山の飯場頭となった本庄隆康と兄弟分の関係に入ったことを示している。この頃奈良県下に友子制度が相当普及していたことが察せられる。

さて近畿以西における最大の鉦山であった別子銅山には、何時頃から友子の存在が確認されるであろうか。今の

ところ別子銅山では徳川期に友子組織が存在していたことを示す資料は発見されていない。明治前期においても同様である。『別子開坑二百五十年史話』は、「飯場なるものの起源、および飯場と旧幕時代より鉱山労働者の全国的自助、共済の団体である友子組合との関係、並びに鉱夫取立式や、その相互扶助の旧慣等を記するには相当紙幅を要する」と述べ、別子銅山にも古くから友子が存在したらしい事を示唆しながらも、詳しい説明を避けた。

別子銅山には友子は存在しなかったという説もあったが、別子銅山の争議資料が公になるに従って明治四〇年前後には、別子銅山にも友子制度が存在していたことが一般に知られるようになった。では別子銅山の友子制度の存在は、何時頃までさかのぼって確認されるだろうか。別子銅山の友子制度を論じた山口弘光氏は、別子銅山において明治三四年に行なわれた友子の取立面状の存在を紹介している。従って別子銅山では、明治三四年には友子制度が存在したことが確認される。尚、細倉鉱山の友子資料によれば、明治三四年に愛媛県下の市之川鉱山で、また明治三九年に徳島県下の七つ部鉱山で取立が行なわれており、四国地方でも明治三〇年代中頃までに友子制度の広範な普及が認められる。

また細倉鉱山の友子資料は、明治四〇年に島根県下の大森鉱山、大満寺鉱山で取立が行なわれたことを示しており、両鉱山にこの時期に友子制度の存在が確認される。そして山口県下の鉱山の友子制度については、中本三十一氏は、明治四四年の河山鉱山の取立面状を紹介しており、この鉱山に友子制度が存在したことを示しており、更に面附に山口県下の周防鉱山、玖珂鉱山の立会人名が記されていることから、この両鉱山にも友子制度が存在していたことが示唆される。

以上のように、近畿以西の鉱山でも、奈良県下の諸鉱山、岡山県下の吉岡鉱山、兵庫県下の生野鉱山などでは、明治初年代から友子制度が存在していたことが確認され、更に明治二〇年代に至ると生野鉱山、神子畑鉱山、明治

三〇年代前半になると岡山県下の吉岡鉦山とその周辺、愛媛県下の別子銅山、市之川鉦山など一層広範な地域の鉦山に友子制度の存在が確認される。

二の(2)の注

- (1) 拙稿『経済志林』第四九卷第四号、三三一―三四頁。
- (2) 左合藤三郎「友子同盟に関する研究(内)」、「人と人」、第一一一号、九一―一〇頁。
- (3) 三菱鉱業本社編『友子団体調査ニ係ル件』、前掲『鉦山労働と親方制度』、三二―三八頁。
- (4) 谷垣桂蔵『兵庫県の秘境』(昭和四〇年刊、のじきく文庫)、七七頁以下に収録。明治二七年の取立免状もあるが、これは、『人と人』、第一一一号、八頁に紹介されている。
- (5) 前掲『鉦業労働と親方制度』、三九九頁。
- (6) 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第三卷、「解説」を参照。
- (7) 同上書、一七頁。
- (8) 同上書、二〇―二頁。
- (9) 永岡鶴蔵『坑夫の生涯』、『週刊社会新聞』第三八号(明治四一年三月八日)、第五一号(明治四二年一月一五日)に連載。尚、本書は上野英信『近代民衆の記録②鉦夫』に収録されている。同上、二三―九九頁。
- (10) 永岡の詳しい伝記については、中富兵衛『永岡鶴蔵伝』(昭和五二年刊、お茶の水書房)を参照のこと。
- (11) 前掲上野編書、二四〇頁。
- (12) 同上書、二四二頁。
- (13) 同上書、二四二頁。
- (14) 前掲『ぜんこう』、昭和五五年四月八日号参照。
- (15) 平塚正俊『別子開坑二百五十年史話』、四三〇頁。
- (16) 森本憲夫「愛媛県における労働運動」、愛媛大学地域社会総合研究所研究報告Aシリーズ第二号(一九五四年三月)、四五頁。

- (17) 愛媛県商工労働部労政課編『資料愛媛労働運動史』第一巻、二一五頁、三八九頁には、別子銅山の友子についての記述がみられる。
- (18) 山口弘光「友子の解体と変容過程の一検討」、『松山商大論集』第三二巻四号（昭和五五年一〇月）二二五頁。尚、同氏の論文は、このほか「友子についての一考察―西南型をもとめて」、九州大学社会学会編『社会学研究年報』（一九八一年）、がある。
- (19) 前掲『浪人原籍簿』三三三丁、五〇丁。
- (20) 同上書、三三三丁、二九丁。
- (21) 中本三十一「鉱山の町美川に現存する坑夫加盟状について」、『山口県地方史研究』第二八号（一八七二年一月）参照。尚、面状の前文によると、河山銅山は明治四三年に起業したが、直ちに友子が組織されたようである。同上、六〇頁。

(3) 東北地方における友子制度の普及

徳川時代以来東北地方では多くの鉱山が経営され、友子制度も徳川後期に南部の尾去沢鉱山とその周辺の小坂鉱山、真金山をはじめ、奥州の細倉鉱山、会津の餅井戸鉱山とその周辺の鉱山にその存在が確認された。⁽¹⁾しかしながら明治期とくに明治前期についてみると、今までのところ東北地方において友子制度の存在を示す資料は著しく乏しい。東北地方において友子資料が少ないからと云って、この時期に友子制度が存在しなかったという事にはならない。徳川時代と明治末期の資料状況からみて、明治前期にも東北地方においては、友子制度が広範に存在していたと思われる。以下限られた資料を分析しつつ、明治三〇年代前半までの東北地方の諸鉱山で友子制度が何時頃か⁽²⁾その存在が確認されるか、またどの程度各鉱山に普及していたかを明らかにしよう。

まず徳川期において友子制度の存在が確認されている尾去沢鉱山についてみることにしよう。尾去沢鉱山においては、明治末期の友子資料が多く残されており、友子制度の著しい発達が確認されるのであるが、それ以前の友子

資料を欠いている。しかし三菱鉱業の調査によれば、尾去沢鉱山では、江戸時代より友子制度が存在したと伝承されて³⁾おり、明治初年以來ずっと友子制度は存在し続けていたように思われる。昭和三八年の秋田県教育庁の民俗調査によっても、尾去沢鉱山では「友子制度は藩政時代に起源を有する」と指摘され、聴取りにより「明治二〇年以前」の尾去沢鉱山の友子の活動について報告⁴⁾している。ただしこの調査報告は、友子の活動にかんする時期についての明確な指摘を欠いており、明治前期に友子制度が存在したということを漠然と指摘しているにとどまっている⁵⁾。

尾去沢鉱山で取立が行なわれたことを示す最も古い記録は、昭和一四年の同鉱山の友子資料の「嘆願書」である。この資料には、羽前産の佐藤庄治は「明治三十五年六月、尾去沢鉱山田郡於テ出生ス⁵⁾」と記されており、同年に田郡坑で取立が行なわれたことが確認される。

次にこれも徳川末期から友子の存在が示唆されている小坂鉱山についてみると、この鉱山ではすでに明治末年までに友子制度が著しく発達していたことは、松島静雄の研究によって明らかにされているが、尾去沢鉱山同様にそれ以前の友子資料を全く欠いている。しかし左合氏は、地元の古老田口定吉氏の談として、小坂鉱山においては「明治十七年に藤田組の経営に移って以来、鉱夫が急増したのにもなって飯場が建てられ、友子同盟が組織せられた⁶⁾」という見解を紹介している。私は官営時代の小坂鉱山においても友子制度は存在していたのではないかと考えているが、ともかくて明治一七年には存在していたとの古老の証言を重視したい。

明治期の小坂鉱山で友子の存在を示す最も古い直接的な資料は、松島氏の著書で紹介されている明治三四年の『山中記録⁷⁾』である。この資料は、病氣見舞について規定したものである。また細倉鉱山の友子資料は、小坂鉱山で明治三六年に取立が行なわれたことを確認⁸⁾している。以上のように、小坂鉱山でも、すでに明治前期に友子制度

の存在が示唆され、明治三〇年代中頃には、友子制度の一定の発達が確認される。

次に荒川鉾山についてみると、三菱鉾業の調査では、同鉾山の友子の起源は「明治二十年頃或ハ明治四十三年頃トモ云ヘル」⁽⁹⁾と指摘されている。細倉鉾山の友子資料によれば、荒川鉾山では明治三七年、三八年にすでに取立が行なわれていることが確認されるので、明治四三年起源説は消える。尚、荒川鉾山の支山であった日三市鉾山では、細倉鉾山の友子資料によれば、明治二三年に取立が行なわれたことが示されており、日三市鉾山にこの頃すでに友子制度が存在していたことがはっきりと確認される。支山の日三市鉾山に明治二三年に友子制度が存在していたということは、本山の荒川鉾山でも友子制度が存在していたことをほぼ確実に示すものである。さきの明治二〇年起源説は、起源説としては疑問が残るが、存在説としては充分納得できる。

次に秋田の有力鉾山の一つである院内鉾山についてみよう。院内鉾山の友子資料は、徳川期についてみられないだけでなく、明治期についてもあまりみられない⁽¹²⁾。そこで我々は、友子の墓の所在を調べることによって、友子の存在を確認することにしたい。吉城文雄氏の行なった院内鉾山の墓石調査によると、明治前期に院内鉾山に友子制度が存在していたことが明確に確認される。すなわち吉城氏の調査によると、明治一〇年の「羽後 富田幾蔵（四〇才）」の墓は、「子分 秋田 畠山大助」によって建立されたものである。また同年の「秋田 坂井金八（四五才）」の墓は、「南部 工藤幸助、同 金道吉四郎」によって建立されたものである。この事実は、親分又は兄弟分が死亡した場合子分又は兄弟分たちが死んだ親分、兄弟分の墓を建てるという友子慣習を意味しており、明治一〇年頃に院内鉾山に友子制度が存在したことを示している。同様の墓は明治二〇年以降のものが多く残されている。

また『院内鉾山』という著書によれば、「日清戦争（明治二十七、八年）に鉾山より出征した平野繁松以下十一名が何れも友子制度によってその留守家族が、全山の人達によって救済されたと伝えられ⁽¹⁴⁾」していると記しており、

明治二〇年代中頃に院内銀山に友子制度が存在したことを確認している。細倉鉦山の友子資料は、院内鉦山では明治三四年、三五年に取立が行なわれたことを確認¹⁵⁾している。以上のように、院内鉦山でも、明治一〇年代初めから友子制度の存在が確認される。

次に歴史の古い大葛^{おぐさ}鉦山についてみよう。大葛鉦山においても文献上の友子資料を欠くが、今夏私の行なった墓石調査によれば、明治前期の友子の墓石三柱が確認された。すなわち第一のものは、明治一五年に建立された「野村八百吉」の墓であるが、親分子分関係を示す文字は消えてはつきりとは読みとれなかった。第二の墓は、明治一七年のもので「津軽出生 大間永吉」の墓で「子分 南部出生 義七」と「秋田出生 永太郎、七之助、森之助」によって建立されており、第三の墓は、明治一八年のもので「秋田出生 ○○金三郎」のもので、「子分 仙台出生 亀治」と「舎弟 秋田出生 安○、同 久太郎」によって建立されたものである。これらの墓から大葛鉦山においても明治一〇年代後半に友子制度が存在していたことが確認される。

阿仁鉦山も他の鉦山と同様に明治期の友子資料を欠くが、今夏の私の墓石調査でも、墓地が整備されてしまっており、明治期の古い墓を発見することが出来なかった。しかし地元の郷土史研究グループの行なった調査¹⁶⁾によると、阿仁鉦山の萱草坑の墓石には、明治二二年の「山元銀三之墓」があり、「秋田 文治良立之」とあり、このほか明治三四年の墓一柱が記録されている。阿仁鉦山の友子制度については、『鉦夫調査概要』¹⁷⁾がふれており、明治四三年頃に相当盛んであったことを示しているが、すでに明治二〇年代初めから存在していたことは間違いない。

次に秋田県以外の地域についてみることにしよう。まず福島県下についてみると、常磐地方の磐城炭礦の内郷町田坑では、山口彌一郎氏によると明治三〇年に友子制度が組織されたといわれており、明治三〇年の友子規約が紹介¹⁹⁾されている。これより常磐地方の炭礦では友子制度が広範に普及した。

徳川期に友子の存在が示唆された宮城県下の黒森鉾山では、明治二四年六月発刊の『日本鉾業会誌』の記事によると、「一箇ノ式法ヲ踏ミシ……親分……兄弟分」⁽¹⁸⁾ 關係をなす制度が指摘されており、明らかに友子制度が存在したことが確認される。細倉鉾山（高田鉾山と呼ばれた時期もある）においては、私の墓石調査によると、明治二八年の「長棟直之助（行年卅五才）」の墓は「子 長棟○蔵」と「御うど生 弟 油井宇儀蔵、秋田生 弟 羽田安吉、最上生 子分 早川国助」により建立され、明治二九年の一つの墓は一人の「舎弟」と四人の「子分」により建立され、もう一つの墓は一人の「弟」と四人の「取立兄弟」によって建立されている。これによって細倉鉾山では、明治二〇年代後半に友子制度が存在していたことが確認されるが、細倉鉾山の友子資料は、細倉鉾山で明治二九年に三月と七月に取立が二回も行なわれたことを示して⁽²⁰⁾ おり、すでにこの時期には、友子制度が著しく発達していたことがわかる。

このほか山形、岩手、新潟などの鉾山における友子制度の所在が問題になるが、私の不勉強のためまだ詳細は明らかではない。ただし細倉鉾山の友子資料によれば、新潟県下の草倉鉾山では明治三五年に、佐渡鉾山では明治四三年にそれぞれ取立が行なわれたことが⁽²¹⁾ 確認される。尚、佐渡鉾山については、数年前に私の行なった墓石調査では、安田組の飯場跡の墓石に、「明治三二年八月十八日、子分中 建之」と刻印した墓石が残っており、友子の墓と推測させる。しかし佐渡鉾山の研究者も明治期の友子の所在については今のところ確認していないようである。また細倉鉾山の友子資料は、山形県の永松鉾山で明治三八年に、二重坂鉾山で明治四一年に、岩手県の水沢鉾山で明治四〇年に、綱取鉾山で明治四二年に、それぞれ取立が行なわれたことを示して⁽²²⁾ おり、これらの鉾山でも友子制度が存在したことが確認される。これらの鉾山の友子制度について私は、今後もう少し研究を重ねて早い時期の友子の存在を示す資料を検出したいと考えている。

尚最後に指摘しておきたいことは、次項で論じるように、北海道の炭礦開発に際して、明治初年代から三〇年代にかけて、東北地方の金屬鉦山から多くの労働者が調達され、その折に東北地方の鉦山に於て存在していた友子制度も熟練鉦夫と共に北海道に移入されたということである。北海道の炭礦では明治二〇年代にすでに友子制度が形成されており、その友子が東北地方から移入されたということは、すでに明治二〇年代に東北地方の諸鉦山で友子制度が十分に普及していたということである。

以上のように東北地方においては、徳川時代にすでに存在していた友子制度は、明治一〇年代においても、尾去沢、院内、大葛、小坂の諸鉦山でその存在が確認乃至は示唆され、明治二〇年代に至っては、荒川、日三市、阿仁、黒森、細倉などの諸鉦山で確認され、明治三〇年代前半においても、磐城炭礦、草倉鉦山などで確認されている。要するに東北地方の主要鉦山においては、明治三〇年以前に友子制度が相当普及していたことがわかる。

二の(3)の注

- (1) 拙稿「徳川時代の金掘友子に関する考察」、『経済志林』第四八巻第三号、二八頁以下参照。
- (2) 松井勝明「『友子制度』について」、金屬鉦山研究会報第五号、一九七四年一月参照。
- (3) 三菱鉦業『友子団体調査ニ係ル件』、左合「友子同盟に関する研究(四)」、『人と』一〇六号、八頁。
- (4) 秋田県教育庁「秋田の民俗」(昭和四一年刊)、八四頁、一〇〇〜一頁。
- (5) 鹿角市史編纂室所蔵の友子資料、昭和一四年の「嘆願書」による。
- (6) 左合藤三郎「友子同盟に関する研究(四)」、『人と』一〇六号、三頁。
- (7) 松島静雄『友子の社会学的考察』、六一頁。
- (8) 前掲細倉鉦山の友子資料、九丁。
- (9) 前掲『友子団体調査ニ係ル件』、大山敷太郎『鉦業労働と親方制度』、三三七頁。
- (10) 前掲細倉鉦山の友子資料、九五丁、六丁。

- (11) 同上資料 九丁、一三丁を参照。
- (12) 院内の郷土史家齊藤誠一氏の話によると、氏の友人でもあった院内鉦山で代々働いていた某氏は、院内鉦山の友子資料を収集していたのだが、火災にあつてすべての資料を消失したということである。かくて院内鉦山の友子資料はこの世に残されていないのかも知れない。
- (13) 吉城文雄「院内銀山地間墓石調査結果一覽」、齊藤誠一氏所有のものを参照させていただいた。
- (14) 院内銀山史跡保存顕彰会編『院内銀山』（昭和五五年刊）、六八頁。
- (15) 前掲細倉鉦山の友子資料、八三丁、六五丁
- (16) 萱草鉦山調査グループ共著編『阿仁鉦山萱草山』（昭和五八年刊）、二三〜四頁。
- (17) 農商務省『鉦夫調査概要』、四一七〜八頁を参照。
- (18) 直居駒吉「敢て鉦業ノ一顧ヲ煩ハサン」『日本鉦業会誌』（明治三四年六月、六〇号）、二二〇頁。
- (19) 山口彌一郎『炭砒聚落』、二二六七頁。
- (20) 前掲細倉鉦山の友子資料、一四丁、六九丁
- (21) 同上資料、三九丁、二〇丁。
- (22) 同上資料、五五丁、八五丁、五八丁、五五丁。尚、網取鉦山については、『友子団体調査ニ係ル件』は、開発時に友子が発生したと述べている。大山『鉦業労働と親方制度』三二八頁。

(4) 北海道における友子制度の形成と普及

北海道における友子制度は、北海道における炭礦の開発と石炭業の形成過程において移入され、普及した。北海道における友子制度の生成は、明治初年代の茅沼炭礦の開発期にまでさかのぼることが出来るのではないかと思われる。当時の資料は、慶応四年（一八六七）からの茅沼炭礦の開発に際して、「坑夫ハ佐渡、南部、秋田ノ銅鉛坑等ニ従事セル者」¹⁾を集めて使用したと記している。もし秋田の鉦山で友子制度が存在していたとすれば、秋田から茅沼炭礦への熟練坑夫の移入とともに友子制度も移入されたかも知れない。

北海道における友子制度の形成を研究されている山田健氏も、「茅沼炭礦では明治初年にはすでに友子の坑夫も存在したであろう」と推論されている。因に、夕張炭礦における友子の墓石調査によると、明治九年六月死亡の親分坑夫の墓が、八名の「義兄弟」によって建てられている。この墓は、明治九年に死亡した親分坑夫と夕張炭礦の開發された明治二二年以降に、義兄弟坑夫が友子のおきてに従って建てたものであるが、明治九年以前にこの親分は、八名の義兄弟を持っていたことになる。兄弟分子関係の存在からここに友子の存在をみる事が出来るが、果してこの友子関係が、もし東北地方の鉾山で形成されたものでなかったとすれば、恐らく茅沼炭礦において形成されたものである。友子の義兄弟たちは、恐らく夕張炭礦の開發に茅沼炭坑から動員された鉾夫と一緒に、夕張炭礦に移転してきて、夕張炭礦において、友子の掟に従って兄弟分の墓を建てたものと思われる。この事が事実だとすれば、茅沼炭坑に明治初年代にすでに友子制度が東北地方から移入され、存在していたということになる。私は、明治初年代にすでに茅沼炭坑に友子制度が生成していたのではないかと考える。しかしこれはまだほとんど推論の域を出ない。

山田氏によれば、茅沼炭坑で友子制度の存在が幾分とも資料的に確かなものとして主張しうるのは、明治二〇年代初め頃である。山田氏の調査によると、茅沼炭礦には明治二四年死亡の泉屋寅五郎、二五年死亡の津軽文吉、野沢子之助の墓があるという。寅五郎の墓は、二人の子分、文吉の墓は一人の子分、子之助の墓は二人の子分によって建てられたものである。この事実から山田氏は、茅沼炭礦では、「少なくとも、友子取立は二〇年には行なわれていたであろう」と主張されている。というのは、二人の子分をもつためには、少なくとも死亡して墓を建ててもらう四年前に最初の子分を持つ必要があるからである。

北海道における友子制度の存在がもっと明確に確認されるのは、幌内炭礦の場合である。幌内炭礦は、明治一二

年から開発され、はじめ茅沼炭礦から坑夫を移入し、また東北の諸鉦山から熟練鉦夫を移入して労働力を編成した。この幌内炭礦では、郷土史家供野外吉氏による古老からの聴取調査によると、明治二十九年に初めて自坑夫の友子取立式が行なわれたといわれている。山田氏の調査によると、幌内炭礦には、明治二十八年の子分吉永春吉による「秋田 福松」親分の墓と「徳次郎」親分の墓が残っているということである。従って、幌内炭礦では、供野氏の聴取りが事実だとしても、明治二七、八年に渡り坑夫の友子の制度が存在していた可能性は強い。

幌内炭礦における友子の存在をはっきりと資料的に証明するものは、友子の取立面附であるが、供野氏によると、明治三年の「渡友子掘子面附」が残っているということである。これは、兄弟面附であり、親分子分の取立面附ではないが、幌内炭礦で明治三〇年代初めに友子制度が成立していたことを確実に証明している。

次に明治二三年から開発された夕張炭礦の友子制度は、何時頃から確認されるであろうか。両親と弟妹と共に、熊本から明治一八年に開発された幾春別炭礦に移ってきた築田郡太郎は、六〇年前を回顧して綴った自伝の中で、友子制度は、「夕張でも三井登川、石狩炭礦の新夕張、夕張坑に開発当初から結成されてお⁽⁸⁾った」と記している。更に築田は、「俺は幾春別時代に二十一歳で長屋頭になり夕張へ来てからも七人の弟分を持ち感⁽⁹⁾っていた」と語り、幾春別で友子に入ったことを示唆し、明治二五年に移ってきた夕張炭礦で七人の弟分を持っていたことから、その頃すでに夕張炭礦でも友子制度が存在していたことを示唆している。

明治二〇年代中頃に夕張炭礦に友子制度が存在していたことを証明するもう一つの資料は、友子の墓石の存在である。『夕張・働くものの歴史を記録する会』の調査によると、夕張炭礦において明治二四年四月建立の「大阪産谷〇〇〇」の銘のある墓石⁽¹⁰⁾があるという。また明治二九年のもの一柱、明治三十一年、三三年のもの各一柱が残っている⁽¹¹⁾ということである。これらの墓は、子分となった坑夫たちによって建てられた親分坑夫のものであることは疑

いないところである。

以上のように、北海道において友子制度は、茅沼炭礦では明治初年代から、夕張炭礦や、幌内炭礦、幾春別炭礦などでは、明治二〇年代中頃には成立していたと思われる。これは、北海道における炭礦開発に東北地方の金屬鉱山の坑夫が動員され、その際にすでに東北地方で存在し普及していた友子制度が持ち込まれたことと、炭礦開発に友子が一定の役割を果たし、発展する根拠が存在していたことを意味する。

明治三〇年代初めに北海道において友子制度が広範に普及していたことは、明治三二年に北海道における炭礦の友子の親分たちが札幌で「日本坑夫同盟」を組織しようとしたこと、そしてこの同盟の組織人員は「四五〇〇名」であったこと⁽¹²⁾によって十二分に証明されているのである。

北海道の金屬鉱山では、細倉鉱山の友子資料によると、然別鉱山で明治三五年に取立が行な⁽¹³⁾われている。北海道の金屬鉱山は一般に開発が遅れ、明治後期から開発されており、従って明治期の友子にとってはあまり問題にならない。

二(4)の注

- (1) 榎本武揚「北海道後志国岩内郡茅ノ洞石灰山取調書」(明治五年)、『新しい道史』第八卷第二号、一七頁。
- (2) 北海道開拓記念館研究報告第四号『北海道における炭鉱の發展と労働者』(昭和五三年)、Ⅲ「友子制度の導入とその系譜」(山田健稿)、六五頁。
- (3) 夕張・働くものの歴史を記録する会編『わが夕張』(附録資料「総合調査研究夕張友子坑夫墓石」、三二二頁)。
- (4) 前掲山田論文、六五頁。
- (5) 同上書、六九頁。七八頁の注55をも参照。
- (6) 同上書、六九頁の第四三表を参照。
- (7) 同上書、六九頁。

- (8) 森武降『風雪六十年』(夕張発展の裏面史・築田郡太郎伝)、六頁。
- (9) 同上書、七頁。
- (10) 前掲『わが夕張』三〇八頁。
- (11) 同上書、三〇六、三一八、三二六の各頁。尚明治三五年以降のものは省く。
- (12) 新夕張炭鉱労組編『新夕張と共に』、二四三―四頁。
- (13) 前掲細倉鉱山友子資料、七四丁。

(5) 九州における友子制度の存在

これまで九州地方には、友子制度はあまり存在しないと考えられてきた。確かに九州地方においては、金属鉱山が多くなかったこともあって、金属鉱山において発生した友子制度は、普及しなかったように思われる。管見する限り今のところ少なくとも徳川時代の九州の金属鉱山では、友子制度の存在は確認されていない。しかし九州の金属鉱山において、友子制度は全く存在が確認されないわけではない。

大正六年に行なわれた友子同盟に関する調査によれば、九州の金属鉱山において友子制度が、わずかながら確認されている。すなわち、調査によると九州の鉱夫の〇・四% (九四〇人) が友子に組織されていたのである。同調査によると、連合交際といつて一鉱山の友子組織が連合して交際を行なうものが、大分県の鉱山で一六鉱山、鹿児島で三鉱山存在した⁽²⁾。九州の金属鉱山では、大正期には、数は少なく、また組織人員こそ少なかったが、友子制度は存在していたのである。大正期の九州においては、わずかながら友子制度の存在が確認されるとすれば、明治期においてはどうなっていたのだろうか。私のこれまでの狭い研究段階においては、明治期の九州地方の金属鉱山において友子制度が存在したことを確認することはできない。しかし私は、明治期の九州地方の金属鉱山においても十分とはいえないまでも友子制度は存在していたのではないかと考える。その根拠は、大正初期に九州の金属鉱山

に友子制度が存在していたということは、友子が他地域から移入されたというのではなく、元々九州地方に存在していたと考えられるからである。

金属鉱山の友子については今はおくとしても、日本の石炭業の中心地である九州地方の炭礦に友子制度は果たして存在していたかどうかが問題である。さきの友子調査では、「九州及山口県ノ石炭礦ニハ行ハルコトナシ」と指摘されており、爾來九州の炭礦においては、一般に友子は全く存在しなかったとみなされているように思われる。例えば隅谷三喜男氏は、友子は「筑豊や宇部にはみられない」と断言されている⁽⁴⁾。

しかし明治末期の九州地方の炭礦に友子制度が存在したことは明らかである。それを示す資料の一つは、松島氏の所有する友子資料である。それは、明治末期から大正初年にかけて一老鉱夫が所持していた奉願帳で、その奉願帳の中には、老鉱夫が一宿一飯をもとめて九州地方を巡回した折、福岡県の「忠隈住友鉱業所友子一統」⁽⁵⁾（大正二年二月一〇日）と記した署名がある。この事實は、大正二年に住友の忠隈炭礦に友子組織が存在していたことを明確に示している。つまり一老鉱夫が、忠隈炭礦に立寄った際、忠隈炭礦の友子連中は、六〇銭の金銭を喜捨したのである。もっとも金額の少さは、この友子組織が大きくなかったことをも示しているのであるが。

九州地方の炭礦において明治末期に友子制度が存在していたことを示すもう一つの資料は、昭和五年の『エネルギー史研究ノート』⁽⁶⁾で紹介されている福岡県鞍手郡の貝島炭礦の満之浦坑本坑で明治四二年六月一三日に行なわれた友子取立の免状である。これは、明治末年に満之浦坑に友子組織が敢然として存在したことを意味する。取立式で友子に取立てられた坑夫数が子分五名兄分五名に及んでいることから、友子組織はそれほど小さくなかったことがわかる。更に注目すべきは、満之浦本坑の友子取立式には、満之浦二坑から伊予出身の二名、備中出身の一名の計三名の立会人と鞍手郡の貝島炭礦の桐野炭坑第三坑から伊予出身二名、石見出身一名の計三名の坑夫が出席し

ていることが記されている。このことは、満之浦の本坑以外の第二坑と貝島炭礦の桐野炭坑第三坑とに友子組織が存在し、その代表三名が、それぞれ満之浦本坑の取立式に参加したことを示唆している。

また別の資料は、今村等が明治末期の九州で友子に加入したことを示唆している。大正末期から昭和初期の常磐地方の日本鉱夫組合の指導者であった高原浅一は、戦後になって昔を回顧した際に、九州長崎の「香焼炭坑焼打事件（大正九年―引用者）で入獄した今村等もこの世界（友子のこと―引用者）から跳躍して坑夫組合を長崎港外の小島に打建てたが、口癖のように『交際坑夫時代はよかったばい』と懐しい郷愁を抱いている」と語った。この証言は、今村が友子のメンバーだったというものである。今村等は、明治二五年に熊本県で生れ、小学校卒業とともに各地の炭坑で働いたが、高原の証言が正しいとすれば、明治三〇年代末から四〇年代、また大正初めに九州のどこかの炭坑で友子に加入したことになる。今村は大正五年に香焼炭坑で友愛会の支部を組織し、その後、炭坑労働組合運動で活躍したことは周知の通りである。しかし『今村等伝』⁽⁸⁾は、今村が友子に入ったことについて言及していない。

以上のことから、明治四〇年初めに九州地方には、満之浦坑をはじめ他の炭礦（忠隈を含め）で、わずかながら友子組織が存在していたことがわかる。尚、取立免状の親分坑夫その他の友子メンバーの出身地を見ると、金属鉱山所在地の坑夫が多いことがわかる。それから分かることは、九州の炭坑の友子組織は、金属鉱山から移入した坑夫たちによって組織された可能性が強い。

では明治末期の九州地方の炭礦に友子組織が存在していたとすれば、それは何時頃形成されたのであろうか。この点について今明確に答える資料を欠くが、ある資料は友子が明治一〇年代にすでに形成されていたのではないかということを示唆している。その資料は、明治鉱業の頭領であった白石桂次郎の証言である。彼は、昭和七年に明

治一〇年代の九州の炭礦について回顧しつつ「テクテク歩いてゐますと交際が二人戻って来るのに会いました」とか、「堀さんは此の三日三次郎の乾分でした」とか、「この頃炭礦には飯場と云うのがあった」とか語っている。確かに九州の炭礦では頭領制度が存在し、坑夫の間では親分子分の関係は存在してはいたが、管見する限り、そこに「交際」とか「飯場」という関係は存在しなかった。ここでいう交際という関係は、友子における交際であつて、飯場も友子の交際飯場であつたように思われる。とすると、明治一〇年代に九州の炭礦には、友子制度が存在していた可能性もある。

しかしこの事が事実だとすれば、明治一〇年代に九州の金属鉱山あるいは中国、四国、関西の金属鉱山から炭礦に友子が入り移らされたということになる。明治期の九州における石炭業の発展は、常磐や北海道における場合と同様に、金属鉱山から鉱夫を移入し、同時に友子制度をも移入したのかも知れない。しかし九州における友子制度は、炭礦では十分に普及することができなかつたのである。

その点については、すでに別稿でその根拠を示したことがある。すなわち九州の石炭業には、すでに一八世紀末以来の長い伝統があり、明治維新期からの近代的石炭業の開発は、北海道のように金属鉱山の労働者に依存することなく、在来石炭業の中で発展した熟練坑夫や、頭領制度に依存して行なわれたのであつた。九州では、すでに頭領制が形成されていたので、近代的石炭業の開発に際して、友子制度の導入も必要がなかつたということである。明治期の金属鉱山の開発に際して果たした友子制度の役割は、九州の炭礦では、頭領制度が果たしたのであつた。しかも明治期に九州の炭礦で支配的となつた頭領制度は石炭業に異質な友子制度の浸入を心よく受けとらず、むしろ排撃したにちがいないのである。

いずれにしても九州地方において、友子制度は、幾分とも存在はしたが、普及するまでにはいたらなかつたことは

事実である。しかもその理由は、友子制度が九州地方の風土になじまなかったという莫然たる理由ではなく、伝統的な石炭業の存在自体、あるいは友子制度にまで発展してはいないが、それに近い機能をもった頭領制の存在が、友子制度の機能を代行しその普及を防げたということである。

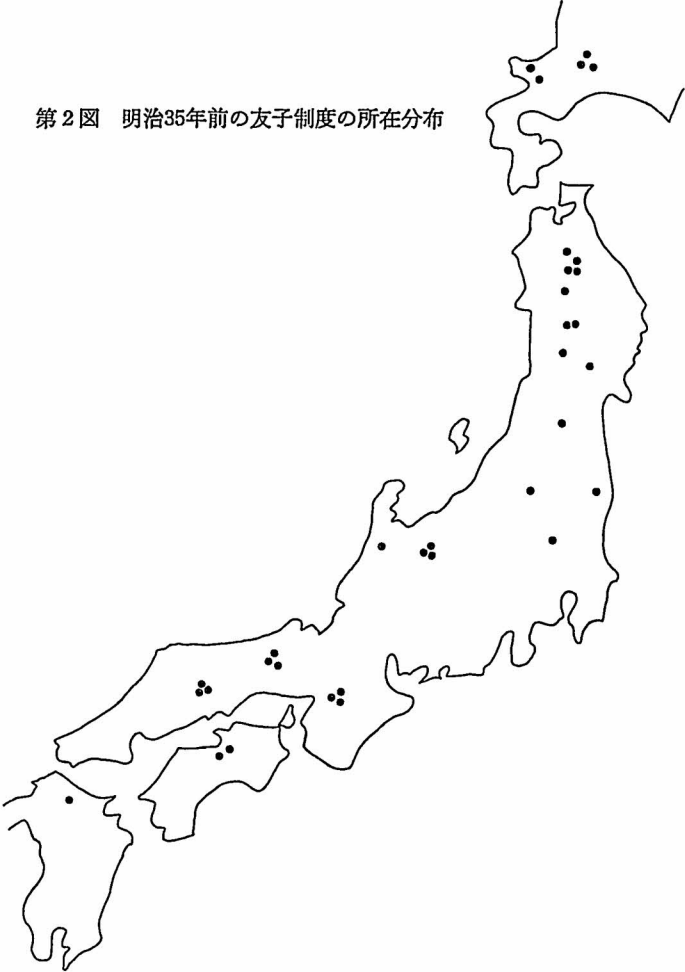
二(5)の注

- (1) 農商務省『友子同盟ニ関スル調査』(大正八年)、『近代民衆の記録2 鉱夫』、三六〇頁。
- (2) 同上書、三六六頁。
- (3) 同上書、三五九頁。
- (4) 隅谷三喜男『日本賃労働の史的研究』、一〇八頁。
- (5) 松島『友子の社会学的考察』、一三二頁と前掲『近代民衆の記録』、四一―四二頁の写真を参照。
- (6) 福沢重利『筑豊地方の炭鉱における友子同盟について』、『エネルギー史研究ノート』第七号。
- (7) 高原浅一『常磐鉱夫組合血戦秘話(9)』、『全炭鉱機関紙』『全炭鉱』昭和二十八年一月一〇日号。
- (8) 今村等伝刊行委員会編『今村等伝―反骨の八十八年―』(昭和五五年)をみよ。
- (9) 白石桂次郎『思ひ出話』、『人と人』一〇五号、一二頁。
- (10) 拙稿『徳川期石炭業における技術・経営・賃労働』、『経済志林』第五二巻第一巻、五八頁。

(6) 本節のまとめ

以上簡単ながら明治期とくに明治のより早い時期に友子制度は、各地の鉱山でどの程度その存在が確認されるかをみてきた。そして我々が注目したいのは、すでに明治一〇年代までに、各地の鉱山で友子制度の存在が広範に確認ないしは示唆されたということである。まず関東・中部地方では、飛騨の鹿間銅山、長棟鉱山など、あるいは栃木県の足尾銅山、近畿以西の地方では、奈良県下の中ノ滝鉱山その他諸鉱山、和歌山、愛媛両県の小鉱山、更に兵庫の生野鉱山、岡山県の吉岡鉱山、東北地方では、尾去沢鉱山、小坂鉱山、院内鉱山、大葛鉱山など、また北海道

第2図 明治35年前の友子制度の所在分布



では茅沼炭礦、九州地方でも福岡の炭礦などで友子制度の存在が確認乃至示唆された。

更に明治二〇年代から明治三〇年前半期に入ると各地の鉱山で一層広範に友子制度が確認されている。中部・関東地方では、神岡旧坑、足尾銅山を別にして、山梨県の宝鉱山、河井鉱山、石川県の辺戸鉱山、近畿以西では、兵庫県の神子畑鉱山、岡山県の吉岡鉱山の周辺の諸鉱山、愛媛県の別子銅山、市之川鉱山など、東北地方では、秋田県の日三市鉱山、荒川鉱山、阿仁鉱山など、また新潟県の草倉鉱山、福島県の、磐城炭礦、宮城県の細倉鉱山、黒森鉱山などで、より確実に友子制度の存在が確認された。

これらの事實は、徳川期に成立した友子制度が、維新时期を経て明治一〇年代に全国各地の鉱山において相当に普及し、明治三〇年代前半期までに制度的にも十分に発達していたことを物語るものである。まさに松島静雄氏が指摘されるように、友子制度が明治末年までに、「最も形態的な発展に到達した」¹⁾のであれば、それ以前にも友子制度はかなりの発達をみていたのでなければならぬであろう。私見を述べるならば、友子制度は、徳川期に成立し、維新时期の鉱山開発ブーム、そして明治初年代からの鉱山の近代化の過程において、鉱業経営者によってその存在価値が認められ、また労働力不足という友子に有利な情況もあって、急速に発達し、制度的にも整備されていたのである。そして友子制度は、明治二〇年代において、少なくとも明治三〇年代の前半期にまでに制度的に十分に確立をみたとみられるのである。私は、次の節以降で明治三〇年代前半期以前の友子制度の組織と機能を具体的に分析することによって、私見を実証することにした。

三の(6)の注

(1) 松島静雄『友子の社会学的考察』、一九六頁。